

告 示

- 1 被処分学生 平成23年度入学生の
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科所属の
1名について

- 2 処 分 平成25年7月4日から無期停学の処分を受けていた当該
学生の懲戒処分を解除する
○ 3年次生1人は、平成26年4月1日から無期停学を解除

- 3 処 分 理 由 平成25年4月から6月の間に起こした、暴行や脅迫の
疑いで逮捕された悪質な事件であったが、6か月を経過
しており、大学が提示する復学支援プログラムを真摯に
受け停学解除が適当と認められる。また、復学後、暫く
は大学の指示に従うこととする

平成26年3月6日

西九州大学長